経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易審査課

パブリックコメント担当御中

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等 について等の一部を改正する通達案に対する意見」

	CISTEC Ref. No.2021 貿情セ調(経提)第9号 2021 年 12 月 21 日
[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター
	制度専門委員会 制度·手続分科会 事務局 岡本 圭市
連絡担当者	調査研究部 主任研究員 岡本 圭市
添付「別紙」をご	参照ください。

「提出書類通達」等の一部を改正する通達案に関するパブリックコメント

2021.12.21

CISTEC 制度専門委員会 制度・手続分科会 事務局

番号	項目	意見、理由
1		・意見内容
		電子申請を用いないでよい条件として、以下が追記されています。
		「ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困
		難であると安全保障貿易審査課が認める場合は、この限りでない。」
		NACCSで事前同意相談の手続きを行う際、個別許可を取得した際に使用したNACCS I Dでしか、手続きができません。
		例えば、M&Aや事業分割等で、NACCS IDが完全に違う場合はもちろんの事、社内の部
		門ごとに、NACCS ID を取得していた場合、末番が違うだけでも、申請できません。
		(NACCS ID (8桁の英数字)の末番をA、B、Cと変更し、部門ごとに取得可能)
		個別許可を取得した ID と事前同意相談申請時の ID が違っても、事前同意相談の申請ができる
		ようにしてもらえないでしょうか?
		・理由
		輸出等を行う前であれば、アメンド申請等で、NACCS ID を変更できますが、輸出等を行った
		後は、許可証の変更はできません。
		体制変更であれば、社内で調整も可能かと思いますが、M&A等で、関係がなくなった場合、事
		前同意相談ができなくなります。
		いまのままでは、運用に課題があると思います。
2		・意見内容
		① 電子申請を原則とする改正において、書面申請が前提となっている政省令・通達の構成に関
		して
		②電子申請の申請項目と書面申請の整合性と記載要領について
		③書面申請を認める条件に関して
		④電子申請に対応していない申請に関して
		⑤電子申請に係る通達等の改正等に関して
		・理由①
		(1) 電子申請が原則となることにおいて、書面申請が前提の書きぶりとなっている点に対する
		要望
		改正案の各通達等の「電子申請により行わなければならない」とする記載について原則電子申請
		であることを示す箇所が、書面の申請に係る記載の後になっている。
		・運用通達 1-1(9)「上記(2)及び(3)の規定にかかわらず」、
		・役務通達 2(7)「上記 (2) から (4) までの規定にかかわらず」

・補完規則通達 4 申請手続き(3)「上記(2)の規定にかかわらず」

上記・・・の規定にかかわらず、に続けて、「電子申請により行わなければならない」ことが記載されているため、電子申請を原則とした書きぶりとしていただきたい。

(2) 「輸出貿易管理規則」の改正要望

「第 1 条」において書面での申請を前提とし、「第 1 条の 2」で「電子申請を行う場合は第 1 条第 1 項の規定にかかわらず・・・入力しなければならない」としており、電子申請が書面より 優先される手続きである書きぶりになっておりません。

「第1条」と「第1条の2」は条を逆にし、「第1条の2」に書面の手続きが可能となる場合がどのような場合かを記載し「第1条の規定にかかわらず・・・申請書を経済産業大臣に提出しなければならない」等の改正を検討いただきたい。

・理由②

(1) 書面申請と電子申請の申請項目に関する要望

現状において、以下、項目において異なる運用となっているため、いずれの申請においても同一 の内容となるよう見直しいただきたい。

• 輸送経路

書面:輸送経路を許可証では経由地、明細書では寄港地まで含め、予想されるすべての経路を経 路順に記載するよう求められている

電子申請: すべての経路を経路順に記載することまで求められてない (経由地、寄港地の列挙。経路順、経路ごとの記載と示されていない)

・許可実績及び日系企業出資比率の項目

書面:なし

電子申請:需要者に対する1 年以内の許可実績、日系企業の出資比率 50%以上の項目あり

·CP 受理番号、受理票発行年月日の項目

書面:なし

電子申請:あり

・FAX 番号

書面:改正により削除

電子申請:あり

(2) 記載要領の整合に関する要望

① 書面の記載要領に詳細が示され、電子申請に係る記載要領

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」は「書面の提出により 行われる場合に適用される通達等によるものとする」とされ、電子申請の項目に合わせた記載要 領となっておりません。

② 一般包括や特別一般包括の申請に関して、書面による記載要領がないですが、入力注意事項注1「書面の提出により行われる場合に適用される通達等によるものとする」と示されております。合わせて、電子申請による記載要領がない状況です。

電子申請が原則となるため、書面との整合と共に、電子申請の記載要領を整備していただきたい。別途、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」等 電子申請に係る改正が予定され、パブリックコメント募集が行われる予定であれば配慮いただきたい。

· 理由③

- (1)各通達にある「ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると安全保障貿易審査課が認める場合は、この限りでない。」とある箇所において、「困難であると安全保障貿易審査課が認める場合」において、どのような手続きが必要となるか明示いただきたい。
- ・経済産業局が窓口となる申請の場合も事前に「安全保障貿易審査課が認める」ことが必要になるでしょうか。
- ・書面により申請する場合には「安全保障貿易審査課が認めた」ことを確認する手段がなければ、 特に経済産業局においてそのことが確認できなければ受け付けがされないことがあるでしょう か。
- 「審査課が認めた」とする書面等が発行されるでしょうか。

書面による申請の場合、「審査課が認めた」ことを示すための手続きが明確ではないため、提出 書類通達等において明示いただきたい。

(2)「電気通信回線の故障、災害その他」の他に、日常的に輸出等を行わない者が申請の前に 電子申請の登録手続きを行うことは困難であると思われます。

このような者も書面での申請を認めるとする内容の記載を追加いただきたい。例えば「輸出等を業として行う者(法第55条の10第1項)ではない者」など。

現状のNACCS システムは事前登録(利用者管理)や設定が難しいため、WEB 上で簡易に登録等ができるシステムを要望します。

·理由④

運用通達等の改正案において「令和4年7月1日以降は、(略)、電子情報処理組織を使用して 行う特定手続等(以下「電子申請」という。)により行わなければならない<u>(電子申請に対応し</u> ていない手続を除く。)」とあります。 電子申請に対応していない手続として、紙印刷の上、郵送となっている特別一般包括の実績報告、 また特定子会社包括等など、電子申請で行うよう推進いただきたい。

理由⑤

- (1) 「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」に関して 今回の改正や現状の運用状況からも見直しを検討いただきたい
- ・「2 電子申請の取扱い」
- 「(1)電子申請の運用」において、

「電子申請の運用については、この通達によるほか、特定手続等が書面の提出により行われる場合に適用される通達等によるものとする。」とあります。

今回の改正における原則電子申請を前提とされていること、さらに一般包括等の書面による提出 が行われないものもあるため、書面申請を前提とはしない書きぶりを検討いただきたい。

「(2)受入可能容量」において、「10メガバイトまでとする。」とあります。

資料等において、必要かつ十分な内容を示す上で容量削減が困難な場合が多いため容量の上限見 直しを検討いただきたい。

また、添付ファイル数について、現状、10 ファイル以上は追加申請を要するため、添付ファイル数の上限撤廃を検討いただきたい。

- 「(3) 画像の解像度」において、「電子申請にあたって入力を要する情報を、画像としてスキャナ等により電子的に取り込む場合の当該画像の解像度は、200 d p i (ドット/インチ)とする。」とあります。読み取り難い場合が多いため、解像度の見直しを検討いただきたい。
- (2) 「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」に関して NACCS システムが「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(申 請項目通達) に基づかず、設定・変更されています。
- (例)・仲介者の項目が申請項目通達は繰返回数が 5 回、NACCS システムは 2 回のみ
- ・需要者の許可実績、日系企業出資 50%、事前同意申請の再移転、誓約書の変更手続き

申請項目通達との不整合、申請項目通達の改正なく NACCS システムが変更されたのち、数カ月から1年以上経過後に通達が改正、または不整合な状況があります。

また、申請項目通達の改正に際し、パブコメ募集なく改正が行われています。

- ・NACCS システム変更において、申請項目通達の改正をパブコメにおいて事前に意見 募集し、実施するよう検討いただきたい。
- ・電子申請に関する改正情報が経済産業省安全保障貿易管理の WEB サイトにおいて通知されないため、安全保障貿易管理 WEB サイトでも通知を行うよう検討いただきたい。

	・現状、電子申請は安全保障貿易管理のサイトとは別サイトにありますが、電子申請を原則とす
	るにあたり、許可申請等の申請に係る情報は、経済産業省安全保障貿易管理の WEB サイトにお
	いて示すことを検討いただきたい。
3	・意見内容
	電子申請し、受理して頂いた後の進捗状況等がわかるようにして頂けますようお願いします。
	・理由
	進捗状況がわかりますと、社内手続き、物流等、社外との調整にも非常に役立ち、助かります。
4	・意見内容
	1 項については、クレーム輸出には提出書類 E1 が定められていますが、クレーム輸出以外は
	下記のようになっています。
	【武器のクレーム輸出以外】
	上記以外のケース(武器のクレーム輸出以外の個別案件)については、安全保障貿易審査課
	に問い合わせること。
	電子申請とするのであれば、クレーム輸出以外についても手続きや提出書類を明示していただ
	くようお願いします。
	または、従来通り、相談ベースとするのであれば、1項のクレーム輸出以外の手続きを電子申
	請から除外することも可能なようにしていただくようお願いします。
	・理由
	1 項については、手続きや提出書類が明示されておらず、主に相談ベースで行われているた
	め、このままでは電子申請に馴染まないと考えます。
	以上